

R5. 1. 4 版

飼料価格高騰緊急対策事業

～ Q & A ～

農林水産省 畜産局 飼料課、牛乳乳製品課

【事業全体】

問1 事業の目的及び内容いかん。

(答)

飼料価格の高騰が畜産経営に与える影響を緩和するため、生産コスト削減や飼料自給率向上に取り組む生産者に対し以下の対策を実施いたします。

① 配合飼料対策

配合飼料価格安定制度による補填金とは別に、令和4年度第3四半期に、生産コスト削減等に取り組む生産者に対して補填金を交付します。

【補填単価：配合飼料 6,750円/トン】

② 酪農対策

輸入粗飼料等の高騰等により酪農経営の状況が悪化していることを踏まえ、足腰の強い経営を目指す取組を支援するため、国産粗飼料の利用拡大や生産コストの削減を図る生産者に対して、輸入粗飼料等の価格の急騰による生産コストの上昇分を1頭当りに換算し補填金を交付します。

【補填単価：都府県 10,000円/頭 北海道 7,200円/頭】

問2 補填金の支払い時期いかん。

(答)

【配合飼料対策】

計画の提出や交付申請等の手続きを経た上で、令和5年2月下旬頃を目標に補填金の交付を予定しています。

なお、配合飼料価格安定制度による令和4年度第3四半期の補填金の支払いとは別日に行う予定であることにご留意ください。

【酪農対策】

申請体制の整った農協等から計画の提出や交付申請等の手続きを経た上で、早ければ令和4年11月から順次支払いを予定しております。

問3 交付ルートいかん。

(答)

【配合飼料対策】

補填金の交付を希望する生産者は、配合飼料価格安定制度による令和4年度第3

四半期の補填金交付の手続きの時期までに、配合飼料価格安定制度の申請先である各都道府県の農協や基金協会に、生産コストの削減及び飼料自給率の向上を図るための取組計画を添付した申請書を提出します。

各都道府県の農協や基金協会は、交付対象数量等を確認して、それらを取りまとめた上で配合飼料価格安定基金（（一社）全国配合飼料供給安定基金、（一社）全国畜産配合飼料価格安定基金、（一社）全日本配合飼料価格畜産安定基金をいう。以下同じ。）に報告します。

配合飼料価格安定基金は、各都道府県の農協や基金協会から報告された交付対象数量等を取りまとめ、（公社）配合飼料供給安定機構に交付申請します。

（公社）配合飼料供給安定機構で交付決定等の手続きを行い、配合飼料価格安定基金を通じて、生産者に補填金が交付されます。

【酪農対策】

事業に参加する生産者は、国産粗飼料の利用拡大及び生産コスト削減の取組確認表からなる酪農生産改善計画及び対象頭数確認のための牛個体識別データに関する提供の同意書を農協等に提出します。農協等は、生産者から提出された酪農生産改善計画の内容及び家畜改良センターからの情報を確認して、それらを取りまとめた上で、事業実施主体に申請します。その後、事業実施主体が申請内容を審査した上で、農協等を通じて補填金が交付されます。

問4 要件となっている取組メニューの内容いかな。

（答）

生産コストの削減に繋がる取組や飼料自給率の向上に資するメニューに取り組むことが要件です。選択項目としては以下のものから選択してください。

【配合飼料対策】

- （Ⅰ．畜種共通）及び（Ⅱ．畜種別）の取組項目から1つ、
（Ⅲ．配合飼料の使用量の低減）から1つ、計2つ選択してください。

【酪農対策】

（Ⅰ．畜種共通）、（Ⅱ．畜種別）、（Ⅲ．配合飼料の使用量の低減）から計3つ選択し、うち1つ以上は■から選択してください。

（Ⅰ．畜種共通）

- ・ 疾病・事故率などの低減
 - 牛床マットやカウブラシ、分娩監視装置等飼養管理機器・資材の使用
 - 事故率低減のための牛の削蹄の実施
 - 事故率低減のため、獣医師の指導等による定期的な分娩監視

- 疾病の低減のため、ワクチンの接種
- 分娩監視装置等のICT機器の導入 [配合飼料対策のみ]
- その他 ()
- ・暑熱・寒冷対策による生産性の改善
 - 暑熱対策のために、牛床内における噴霧器、換気ファン等の使用
 - 寒冷対策のために、牛衣（カーフジャケット）等を着用
 - 暑熱・寒冷対策のために、外壁・屋根材に耐熱性（保温性）素材を使用
 - その他 ()
- ・国産飼料（エコフィード含む）の給与割合の増加
 - 国産牧草（乾草・サイレージ）の給与割合を増やす
 - 国産とうもろこし（青刈り・子実・イアコーン）の給与割合を増やす
 - エコフィード（豆腐粕・醤油粕等）の割合を増やす
 - その他 ()
- ・副産物収入（堆肥販売、和牛受精卵の活用等）の増加による生産コストの削減
 - 堆肥販売の増加による収入の増加により、生産費割合を圧縮する
 - 和牛精液・和牛受精卵の活用による収入の増加により、生産費割合を圧縮する
 - その他 ()

（Ⅱ．畜種別）

（酪農）

- ・ 牛群検定を活用した生産性の向上
- ・ 分娩間隔の短縮
 - 発情発見機を活用した発情の見逃し防止
 - 早期離乳の実施
 - その他 ()
- ・ 国産濃厚・粗飼料の生産・流通拡大（コントラクター活用等によるものを含む）
 - 国産粗飼料の作付面積を拡げる
 - 国産濃厚飼料の作付面積を拡げる
 - 国産飼料の販売・流通量を増やす
 - TMRの利用量を増やす
 - その他 ()

（肉用牛）

- ・ 肥育期間や子牛の出荷月齢の短縮
 - 超音波測定を活用した出荷適期の判断
 - 定期的な体高や体重等の測定
 - その他 ()
- ・ 分娩間隔の短縮
 - 発情発見機を活用

- 早期離乳の実施
- その他（)

(豚)

- ・ ベンチマーキングシステムを活用した生産コストの削減
- ・ 人工授精を活用した生産コストの削減
- ・ 優良系統の導入による生産性の向上
- ・ オールイン・オールアウトによる事故率の低減

(採卵鶏・肉用鶏)

- ・ 優良系統の導入による生産性の向上
- ・ オールイン・オールアウトによる事故率の低減

(Ⅲ. 配合飼料の使用量の低減)

- ・ 国産高栄養粗飼料（青刈りとうもろこし、アルファルファ等）の利用による配合飼料の使用量削減

- 青刈りとうもろこしの使用量を増やし、配合飼料の使用量を減らす
- 国産アルファルファの使用量を増やし、配合飼料の使用量を減らす
- 国産チモシーの使用量を増やし、配合飼料の使用量を減らす [酪農対策のみ]
- その他国産原料（上記以外）の使用量を増やし、配合飼料を減らす [酪農対策のみ]

- その他マメ科牧草の混播草地の利用を増やし、配合飼料の使用量を減らす [配合飼料対策のみ]

- その他（)

- ・ 飼料成分分析に基づく飼料設計の改善

(酪農対策にあつては飼料自給率の向上を考慮し、以下の項目から選択)

- 輸入乾牧草の一部を国産粗飼料に置き換え
- 輸入とうもろこしの一部を国産（子実・イアコーン）に置き換え
- 輸入原料（上記以外）の一部を国産原料に置き換え
- その他（)

- ・ エサ寄せロボットの活用
- ・ 自動給餌機の活用
- ・ 搾乳ロボットの活用（飼料給餌機能付きのものに限る）
- ・ 多回給餌
- ・ リキッドフィーディングの活用

問5 いつまでに取り組めばいいか。

(答)

令和4年度中から令和5年度（令和6年3月31日）までに取り組む必要があります。

積雪等、時期によっては取り組めなくなるものもあるため、早めに取り組んでいただくようお願いします。

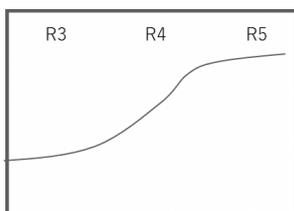
問6 既存の取組は対象となるのか。

(答)

対象となりますが、令和5年度まで取組を継続していただくことが条件となります。

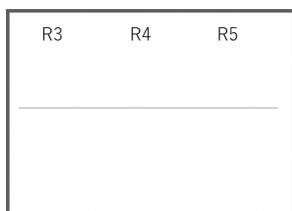
ただし、国産飼料の利用拡大に資する取組（問4に掲げる取組のうち、■に分類されている取組）を既存の取組とする場合は、原則として本事業実施前から向上に取り組んでいる場合に限りです。

例 継続とみなせるパターン（各グラフの縦軸は拡大等の取組度合いを示す。）



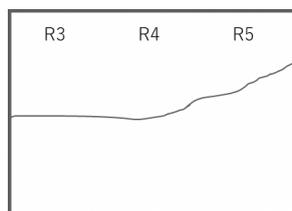
対象となる

（事業開始前に拡大等に取り組み、事業実施期間中の継続中。）



対象とならない

（事業開始前に拡大等に取り組んでおらず、現状維持の状態。）



対象となる

（事業開始前に取り組んでいなかったが、事業実施期間中に新規に取り組む。）

問7 令和4年度に取り組まず、令和5年度だけ取り組んだ場合、対象外になるのか。

(答)

令和4年度から取組を開始する必要がありますが、新たに機械・施設を導入する際に時間を要することや、新たに国産濃厚・粗飼料を生産するにあたって、取組開始適期が過ぎているなど、物理的に困難な場合は、令和5年度までに取り組んでいただきます。

問8 令和5年度までに取組が実施できなかった場合は補助金返還になるのか。

(答)

令和5年度までに取組を実施していただく又は継続してもらうことを補助金交付の要件としていることから、令和5年度までに取組が実施できなかった又は継続しなかった場合は補助金返還となる場合があります。

このため、【配合飼料対策】では配合飼料価格安定基金、【酪農対策】では農協等において、取組の実施又は継続について、適宜指導をお願いします。

問9 取組を実施した証拠書類は必要となるのか。

(答)

事業に取り組む生産者において保管していただきます。事業完了年度（令和4年度）の翌年度から起算して5年間（令和10年3月31日まで）保管しておく必要があります。

問10 証拠書類はどのようなものが必要か。

(答)

生産コストの削減や飼料自給率の向上に取り組んだことが分かる書類として、以下の書類を想定しています。

(例)

- 疾病・事故率などの低減
 - ・牛床マットを導入した場合は、その伝票や写真
- 暑熱・寒冷対策による生産性の改善
 - ・換気扇や扇風機を導入した場合は、その伝票や写真
- 国産飼料（エコフィード含む）の給与割合の増加
 - ・国産飼料を自給している場合はその内容、圃場図等が分かる書類
 - ・国産飼料を購入している場合はその内容が分かる書類及び伝票
 - ・給餌記録
- 副産物収入の増加による生産コストの削減
 - ・堆肥の販売伝票
 - ・和牛受精卵を活用していることがわかる伝票
- 牛群検定を活用した生産性の向上
 - ・牛群検定成績表
- 分娩間隔の短縮
 - ・発情発見装置を導入した場合はその伝票や写真

- (コントラクター活用等による) 国産濃厚・粗飼料の生産・流通拡大
 - ・国産濃厚・粗飼料の生産を委託したことが分かる書類 (委託契約書等)
 - ・委託生産した飼料の内容が分かる書類及び圃場図等
- 肥育期間や子牛の出荷月齢の短縮
 - ・超音波測定を行った結果が分かる書類
- ベンチマーキングシステムを活用した生産コストの削減
 - ・ベンチマーキングシステムによる成績表
- 人工授精を活用した生産コストの削減 (豚)
 - ・種付台帳
- 優良系統の導入による生産性の向上
 - ・種豚・種鶏の購入伝票
 - ・導入した種豚・種鶏の概要
- オールイン・オールアウトによる事故率の低減
 - ・出荷伝票
 - ・オールアウト後の消毒等、行ったことが分かる写真
- 国産高栄養粗飼料 (青刈りとうもろこし、アルファルファ等) の利用による配合飼料の使用量削減
 - ・国産高栄養粗飼料を自給している場合はその内容、圃場図等が分かる書類
 - ・国産高栄養粗飼料を購入している場合はその内容が分かる書類及び伝票
- 飼料成分分析に基づく飼料設計の改善
 - ・飼料メーカーから提供される成分表
 - ・分析機関が分析した結果表や伝票
- エサ寄せロボットの活用
 - ・導入伝票や写真
- 自動給餌機の活用
 - ・導入伝票や写真
- 搾乳ロボットの活用 (飼料給餌機能付き)
 - ・導入伝票や写真
- 多回給餌
 - ・1日の給餌スケジュールが分かる書類
 - ・給餌記録
- リキッドフィーディングの活用
 - ・導入伝票や写真

問 11 証拠書類は過去のものでもいいか。

(答)

証拠書類として、購入伝票等が過去のものでも問題ありません。しかし、継続して取り組んでいることが説明できる内容である必要があります。

問 12 生産コストの削減や飼料自給率の向上に取り組んだことをどのように確認するのか。

(答)

取組の実施状況を、
【配合飼料対策】における生産者は配合飼料価格安定基金宛て（令和6年4月末）、
【酪農対策】における生産者は農協等を通じて事業実施主体宛て（令和6年6月末）
に報告していただきます。

報告を受けた配合飼料価格安定基金及び事業実施主体は、報告内容を確認し、内容に不備があると認めたときは、報告者に対し、改善措置の報告を求めることがあります。

また、報告がない場合、補助金を返還していただく場合があるので十分注意願います。

問 13 申請時に計画していた取組項目を、計画提出後に変更した場合はどうすればよいか。

(答)

取組を変更した場合は、実施状況報告時に変更した内容で報告をお願いします。

問 14 全体面積は変わらないが、飼養頭数の減少により、1頭当たりの作付面積が増加する場合、作付面積の増加とみなせるか。

(答)

作付面積の増加とみなします。

問 15 「国産高栄養粗飼料の利用による配合飼料の使用量の削減」における、高栄養粗飼料の定義は。

(答)

青刈りとうもろこし及びアルファルファ等のマメ科牧草を対象とします。なおマメ科牧草については、単播、混播は問いません。

また、都道府県の認める奨励/優良品種を用いた草地も対象とします。

問 16 「給与割合の増加」とは、いつの時点と比較して割合を増加すればよいか。

(答)

事業実施前と比較してください。継続の場合は、現在行っている取組開始時点と令和5年度末時点の比較が必要です。

問 17 既に国産飼料 100%実施している場合、給与割合の増加や生産拡大の取組を選択することは可能か。

(答)

問6にもあるように、これらの取組は令和5年度までに給与割合の増加や面積の拡大等に取り組み途中である必要があります。他方、給与割合については、100%から増加させることができませんので、既存の取組として判断していただいて結構です。なお、100%を越えた粗飼料を他の農家に販売する等に取り組む場合は、③の「国産飼料の販売・流通量を増やす」に該当します。

問 18 「飼料成分分析に基づく飼料設計の改善」において、飼料設計の改善は必須なのか。

(答)

飼料成分分析を確認の上、現在の飼料設計が適切であれば、結果的に飼料設計の改善をしなかった場合でも対象となります。ただし、証拠書類として、飼料メーカーから提供される成分表または成分分析の結果や現在の飼料設計の提出と、実績報告時に、飼料設計の改善について検討した過程を記載する必要があります。

なお、酪農対策については、飼料自給率向上に資する取組としていることから、過去に飼料分析に基づく飼料設計を行ったことが分かるよう整理が必要です。

問 19 「TMR の利用量を増やす」とは、TMR センターからの取引量を増やすことなのか。それとも個人で配合して、1頭当たりの給与量を増やすことなのか。

(答)

どちらも選択可能ですが、国産飼料の混合割合からみて給与量が総じて増えている必要があります。

問 20 「優良系統の導入による生産性の向上」における優良系統の定義は。

(答)

種豚登録されている親豚からの産子であることや能力が明らかになっている系統を想定しています。

証拠書類としては、導入実績がわかる書類に加え、登録証明書や能力を示すデータや農場成績等を供給業者から入手し、保管をお願いします。

【配合飼料対策】

問1 どのような生産者が対象者になれるのか。

(答)

令和4年度第3四半期において配合飼料価格安定制度による価格差補填金を受け取る生産者が対象となります。

問2 交付対象となる配合飼料の数量いかに。

(答)

交付対象は、令和4年度第3四半期の配合飼料購入数量です。

ただし、配合飼料価格安定制度の価格差補填の契約数量を上回る場合は、当該契約数量が上限となります。

問3 馬やうずら等の家畜の専用メニューはないのか。

(答)

馬やうずら等の家畜の専用メニューはありませんので、畜種共通の取組メニュー及び配合飼料の使用量の低減メニューから選択してください。

問4 複数の農場を営んでいる生産者は、企業全体として申請してもよいか。

また、取組メニューの実施に当たっては、企業全体としての取組として実施してもよいか。

(答)

本対策では、配合飼料価格安定制度における価格差補填の交付ルートで補填金を交付することから、配合飼料価格安定制度の申請に応じて本対策の補填金の交付を申請してください。

また、取組メニューについても、申請単位で取組を選択して実施してください。

問5 補填金の交付を受けた後に、対象数量に減少が生じた場合はどうしたらよいか。

(答)

減少した数量に配合飼料1トン当たりの補填金の額を乗じた額を配合飼料価格安定基金に返納してください。この場合、配合飼料価格安定制度における過払い金の返納と同時に行ってください。

問6 配合飼料価格安定基金の事務費はどのようなものが対象か。

(答)

生産者から提出された取組計画の確認・とりまとめ、補填金の交付等に要する経費として、借上費、賃金、印刷製本費、振込手数料、データ収集・処理・分析費、旅費、会場借料等が対象となります。

問7 取組は3つ以上選択してもよいか。

(答)

配合飼料対策については、取組は2つとし、3つ以上は選択しないでください。

問8 やむを得ず廃業する者には補助金返還を求めるのか。

(答)

本事業の補填金の受け取り時点までに廃業することが判明している畜産経営体については、本事業の参加要件を満たさないことが明らかであるため、事業の対象となりません。

本事業の補填金交付後から令和5年度末までに、やむを得ず廃業する生産者については、配合飼料価格安定基金（配合飼料価格安定制度の通常補填基金の基金団体）に廃業届を提出し、受理された場合は返還を求めません。なお、その場合は取組計画の実績報告の提出は必要ありません。

問9 法定ワクチンの接種・飼養衛生管理基準の順守は疾病対策に含まれるか。

(答)

本事業の取組内容は、生産コストの低減や飼料自給率の向上に資するものとして設定されています。

法定ワクチンの接種や基本的な消毒作業（長靴消毒等）は、畜産業を営む上で本来行うべきものであるため、本事業の要件には該当しません。これらに加え、疾病予防のためのワクチン等の投与や農場 HACCP・畜産 GAP の取得等の取り組みを行ってもらう必要があります。

問10 法人の代表者名の記載は必要か。

(答)

本事業の補填金の交付対象は、配合飼料価格安定制度の契約者と同一であり、そのことに間違いがないのであれば、代表者名を省略しても問題ありません。

問 11 取組のうち、牛床マットなどの取組は他の畜種に適用できないのか。

(答)

I. 畜種共通の取組について、生産コストの低減に資するものであれば、

- ① 疾病・事故率などの低減 の「牛床マット」「牛の削蹄」について、類似の取組は他の畜種であっても対象とします。
- ② 暑熱・寒冷対策による生産性の改善 の「牛床」について、類似の取組は他の畜種であっても「畜舎」と読み替えることとします。

問 12 自動給餌機には多様な形式があるが、対象となる形式は決まっているのか。

(答)

本取組は、飼料をしっかりと定量計量して給餌することにより、食べ残しを防ぐことを目的としています。

一方、事業としては生産コストの低減も図ることとしていることから、全ての工程が全自動である自動給餌機である必要はありませんが、労働力の軽減にも繋がる機器の導入を対象とします。

問 13 多回給餌とは2回でもいいのか。

(答)

回数に規定はなく、複数回であれば結構ですが、食べ残しが発生しないように適切な量・回数を設定してください。また、給餌回数を記録してください。

問 14 補填金交付のための電子事務処理システム改修経費における、配合飼料価格安定基金の対象範囲について。

(答)

配合飼料価格安定基金及び当該配合飼料価格安定基金が本事業の委託契約を結んだ者（以下「受託者」という。）の所有する電子事務処理システムを補助対象とします。

ただし、受託者の所有する電子事務処理システムについては、配合飼料価格安定基金が電子事務処理システムを所有していない場合であって、当該配合飼料価格安定基金の行う配合飼料価格差補填業務のみに使用することを目的で作成され、当該業務に恒常的に使用されているもののみ、その改修を支援の対象とします。

問 15 配合飼料価格安定対策制度のいわゆる 80%ルールと、本対策との関係について。

(答)

令和 4 年度において、配合飼料価格安定制度の通常補填基金の基金団体（以下「安定基金」という）の補填財源に不足が生じたことから、安定基金は市中銀行からの借り入れを実施しました。これに伴い、一部の安定基金は安定的運営を目的として、制度加入者に対し、契約数量が前年の 80%を下回る場合に返還を求めることとしました（80%ルール）。

他方、本事業の取組には配合飼料の使用量の低減に資するものが多く設定されています。

本事業における配合飼料の低減は、食べ残し等のロスの低減や効率的な飼料の給与を目的としており、また、国産高栄養粗飼料の利用についても飼養方法が変わるほどの大幅な変更を求めるものではありません。

したがって、80%ルールと本対策は整合しており、矛盾するものではありません。

【酪農対策】

問 1 取組主体いかん。

(答)

生産者を構成員とする地域の農協のほか、農協連、一般社団法人、一般財団法人、事業協同組合、3 者以上の生産者から構成される生産者集団等が該当します。

問 2 どのような酪農家が対象者になれるのか。

(答)

26 か月齢以上の経産牛を飼養し、牛個体識別法における管理者に該当する者が対象となります。ただし、学校法人や試験研究機関、農協等のほか、資本金 3 億円以上で従業員 300 人超のいわゆる大企業は対象外となります。

問 3 事業に参加するためにはどのような書類が必要か。

(答)

事業に参加される酪農家は、まず、農協等が飼養頭数の確認に必要な牛トレサデータ取得に関する同意書の提出が必要です。また、国産粗飼料の利用拡大や生産コストの削減の取組を実施するため、これらに取り組むことを確認する酪農生産改善計画の提出が必要です。

問4 農協の構成員でない場合はどのように申請すればよいのか。

(答)

事業実施主体に相談してください。

問5 預託農家は対象にならないのか。

(答)

輸入粗飼料等の価格急騰による生産コストの上昇分を補填するという事業趣旨に照らせば、預託牛の生産コストを実施的に負担している者に対して交付されるものと思われませんが、預託牛に係る補填金交付に当たっては、預託元、預託先、取組主体の3者であらかじめ合意形成を図ってください。

問6 対象となる畜種はなにか。

(答)

ホルスタイン種、ジャージー種、ブラウンスイス種、その他乳用種です。

問7 26か月齢未満は対象とならないのか。

(答)

26か月齢未満の牛は対象外とします。

問8 未経産牛は対象にならないのか。

(答)

生乳生産に直結する経産牛のみを対象とします。このため、育成牛等の未経産牛は対象外です。

問9 令和4年4月1日時点又は10月1日時点の26カ月以上の経産牛の確認方法は。

(答)

農協等が生産者の同意の上、家畜改良センターから牛トレサデータを取得して確認します。

問 10 令和 4 年 4 月 1 日以降に新規就農した場合は対象外になるのか。また、対象の場合、対象頭数はどうなるのか。

(答)

対象になります。この場合、対象頭数は令和 4 年 10 月 1 日時点とします。

問 11 試験研究機関で飼養している経産牛は対象となるのか。

(答)

法人のうち、独立行政法人、学校法人、宗教法人、試験研究機関、地方公共団体並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 229 号）第 11 条の 51 に規定する農業経営規程を定め、農業の経営を行っている者を除く。）が飼養している経産牛は対象外です。

問 12 生産者が複数の農場を管理している場合、対象となる飼養頭数の時点採用に当たっては、農場ごとに判定するのか、それとも全農場の合算値で判定するのか。

(答)

例えば、生産者が同一農協内に複数の農場を管理している場合は、農協への同意書に農家コードを全て記入する必要があります。また、複数の農協にまたがる場合は、それぞれの農協内に所有する農家の農場コードを全て記入してください。飼養頭数が合算できるのは取組主体内に限ります。

問 13 生産者が複数の農場を管理している場合、酪農生産改善計画の提出先はどのように決めたらよいか。

(答)

生産者の住所地を管轄する農協等への提出が想定されますが、いずれにしろ提出先は 1 箇所に集約をお願いいたします。

問 14 牛トレサデータにおける牛の異動を行っていない場合はどのようにすれば良いですか。

(答)

令和 4 年 4 月 1 日又は 10 月 1 日時点において牛の異動があったにもかかわらず異動の届出を行っていない場合は、速やかに異動の届出を行ってください。補填金の交付対象は、本事業の頭数確認のために牛トレサデータを抽出した時点の

頭数となります。なお、届出からデータベースに反映されるまでに日数がかかりますので、留意願います。

また、本事業における補助対象頭数は、牛トレサデータによる頭数を適用するため、実際の頭数と齟齬が生じた場合は、補助金返還となる場合がありますので、きちんと確認の上、届出漏れがないよう留意願います。

問 15 取組主体の事務費はどのようなものが対象か。

(答)

酪農経営体から提出された酪農生産改善計画の審査等に要する経費として、旅費、印刷製本費、通信運搬費、振込手数料のほか、アルバイト賃金が対象となります。

問 16 取組主体が事務の一部を事務委託することは可能か。

(答)

可能です。

問 17 牛トレサデータについて、家畜改良センターが取得する個体識別情報は全国一括で抽出するのか。

(答)

牛個体識別情報は取組主体の利用請求書（同意書）単位で抽出されます。同一の取組主体が準備できた生産者分から複数回の利用請求を行っても構いません。

問 18 牛トレサデータ利用料については、補助対象になるのか。

(答)

補助対象になりますが、利用料の支払いにつきましては、取組主体が農協や農協連の場合は、中央酪農会議が一括して家畜改良センターに支払うので、経費負担はかかりません。